

東京都市計画道路 補助線街路第138号線

(足立区西新井本町四丁目～本木二丁目)

事業概要及び測量説明会

ダイジェスト版

東京都第六建設事務所

今後の事業スケジュール

事業概要及び測量説明会

現況測量の実施

用地測量の実施

都市計画事業の認可

用地説明会

用地の取得・補償等

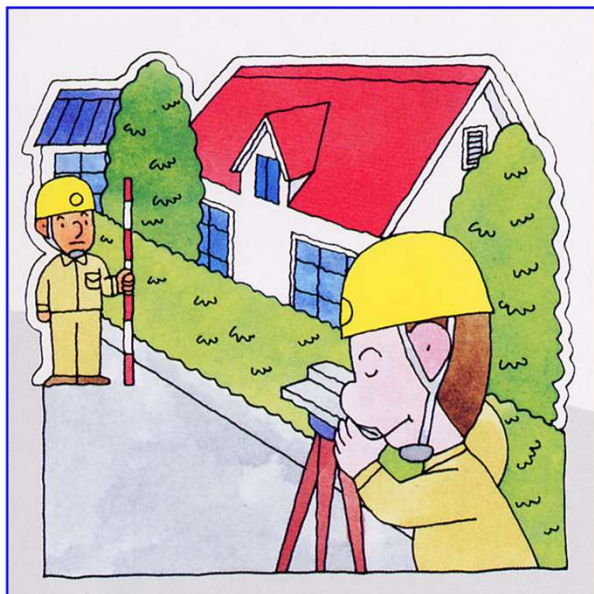
工事のお知らせ

工事の実施

都市計画道路の完成

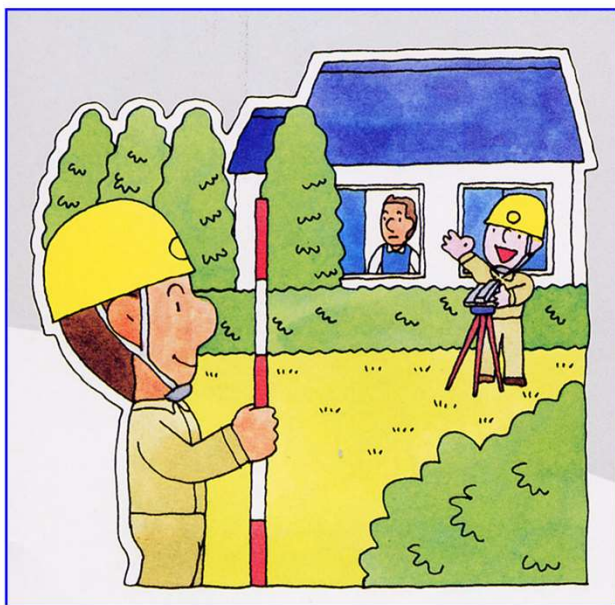
平成32年度(2020年度) 完成目標

現況測量とは・・・



- ① 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
- ② できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- ③ 都市計画線の幅や計画道路の中心を現地に標示するために、杭または鋤を設置します。

用地測量とは・・・



- ① 都市計画道路に係る土地について、現地において関係権利者の立会の上、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- ② 境界確認に基づき、一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。

境界確認の具体例(1)



図の説明: ①の方の土地の範囲を確認するため、①の土地と隣接する方との境界立会確認が必要になります。①の土地の周囲、「イ、ロ、ハ、ニ、ホ」を付した境界点を確認するため、①の土地の権利者様と、隣接する②、③、④、⑤の土地の権利者様にも立会いをお願いすることになります。

③と④の土地権利者様は、都市計画線に掛かっていませんが、①の方の土地の範囲を確認するため、境界立会をお願いすることになりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

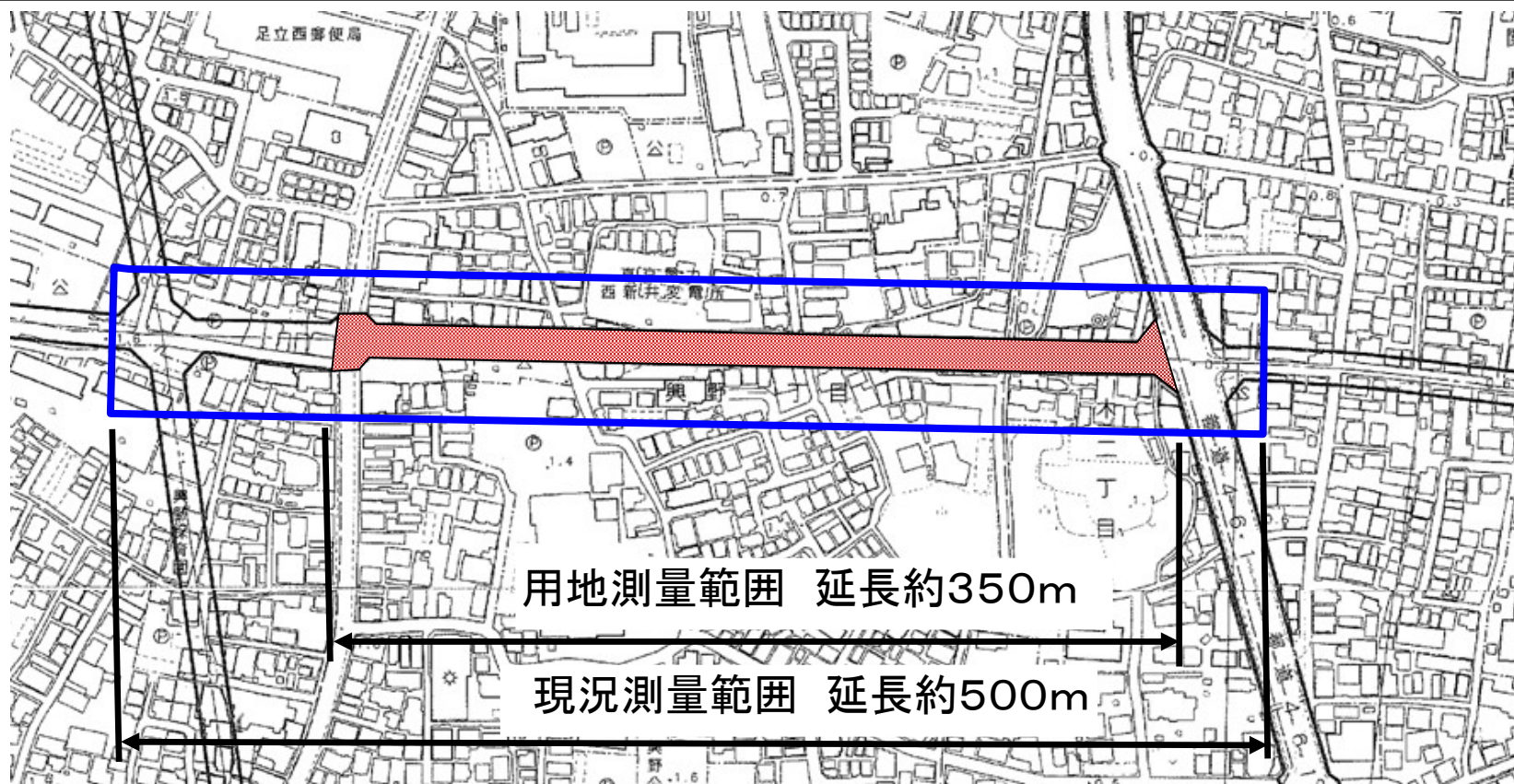
境界確認の具体例(2)



図の説明： 都市計画線と、①と②の境界線との交点に青い丸の点「あ」、同じく、①と⑤の境界線との交点に、青い丸の点「い」について、この青い丸の境界点は、都市計画線内と都市計画線外、つまり将来、道路になる土地と、皆様の土地との境界点になります。

この境界点について、①、②、⑤の土地の権利者様のご了解をいただいたうえで、金属釘や、プラスチック杭等の表示物、また、既存の塀の上に位置する場合などは、刻印や、ペンキ等の表示をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

測量の範囲図



- 凡 例
- | | |
|---|--------|
|  | 現況測量範囲 |
|  | 用地測量範囲 |

建物形態は平成15年撮影の空中写真をもとに作成した図面です。

この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、
下記の連絡先までお願いいたします。

東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては

工事課工務係 TEL03(3882)1408

測量に関しては

工事課木密測量担当係 TEL03(3882)1485

午前9時から午後5時30分まで
(土曜、日曜、祝日は除きます)